

八代市監査委員公告第2号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、財政援助団体等監査の結果に対する措置状況報告書を、別紙のとおり公表します。

令和3年2月12日

八代市監査委員 江 崎 眞 通

八代市監査委員 上 原 治

八代市監査委員 古 嶋 津 義

財政援助団体等監査結果 に対する措置状況報告書

(令和3年2月)

八代市監査委員

目 次

措置状況報告書

【令和元年度】

◆ 公益財団法人 八代市学校給食会	1
-----------------------------	---

八代市監査委員 様

教 育 長

財政援助団体等監査結果に対する措置状況報告書の提出について

このことについて、下記のとおり提出いたします。

記

課 かい 名 教育政策課

監査対象年度 平成 28 年度～平成 30 年度

監査実施期間 令和 2 年 2 月 5 日 ～ 令和 2 年 2 月 20 日

【団体に関する指摘事項】

団 体	指 摘 事 項	【財政援助】 ①産業医については、定款において規定された役員ではなかったが、役員報酬の科目から費用が支出されていた。産業医は、委託契約を交わしてあることから、支出科目は委託料が適当である。今後は適正な科目から支出していただきたい。 ②平成 30 年 3 月実績分の時間外手当について、平成 29 年度予算から支出されるべきものであったが、平成 30 年度予算から支出されており、誤った会計年度予算から執行されていた。年度初めの会計事務については、会計年度の誤りのないよう注意していただきたい。 ③管理職手当等の金額等について、学校給食会職員の身分給与等に関する運用基準で定められていた。管理職手当等の金額等については、給与に該当するため、規程で定めなければならない。学校給食会職員給与規程等の見直しを行っていただきたい。 【出資】 経理事務について、一部現金取扱いが見られるが、現金等取扱マニュアルが作成されていなかった。組織としての共通理解を持ち、今後も適正に事務処理が行われるよう、速やかに作成を行っていただきたい。
	改 善 内 容	【財政援助】 ①指摘のあった支出科目については、「委託料」科目を増設し支出するよう改善しました。今後は、委託料から支出するように取り扱います。 ②指摘のあった誤った会計年度から執行した件は、今後会計年度の誤りのないよう取り扱います。 ③指摘のあった「管理職手当等の金額等」については、給与規程の見直しを行い、今後は給与規程に定めて取扱います。 【出資】 指摘のあった「現金等取扱マニュアル」については、作成し 3 月場長会議で共通理解を行いました。今後はマニュアルに沿って事務処理を行います。